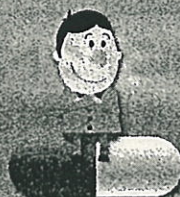


「もしも」のときに、
「あなた」のために。



医薬品 副作用被害 救済制度



お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

医薬品は、適正に使用していてもなお、副作用を完全に防ぐことは困難です。

胃のむかつきや眠気などの軽い症状で済む場合もあれば、

まれに入院が必要になるほどの重篤な副作用もあります。

このように入院治療が必要になるなどの重篤な健康被害が発生した場合には、

救済給付を行う公的な制度があります。

請求の方法や給付の種類、救済の対象とならない場合などをご案内しておりますので、
まずは電話やメールでご相談ください。

詳しくは または で

救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

救済制度相談窓口

0120-149-931

電話受付時間：[月～金] 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

生物由来製品感染等被害救済制度

この制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づいた公的な制度です。

どのような制度なのですか？

生物由来製品*を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介した感染などにより、入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度以上の障害などの健康被害を受けた方に対して救済給付を行う公的な制度です。感染後の発症を予防するための治療や二次感染者なども救済の対象となります。

平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品を介した感染等による健康被害が救済の対象となります。

*生物由来製品とは

人その他の生物(植物を除く)に由来するものを原料または材料として製造される医薬品や医療機器などです。例えば、医薬品では輸血用血液製剤やワクチンなど、医療機器ではブタ心臓弁やヘパリンを塗布したカテーテルなど様々な種類のものがあります。

救済給付の請求は どのようにしたらいいのでしょうか？

給付の請求は、健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構(PMDA)に対して行います。その際に、医師の診断書や投薬・使用証明書、受診証明書などが必要となります。

救済給付の請求については、医薬品医療機器総合機構(PMDA)へご相談ください。

救済制度についてのご相談および詳細は

■医薬品医療機器総合機構(PMDA)では、制度の仕組みを解説したパンフレットおよび請求用紙などを無料でお送りします。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

ホームページの
ご案内

<http://www.pmda.go.jp>

- 制度の仕組み
 - 医療費等請求手続き
 - 請求書類ダウンロード
 - 生物由来製品一覧
 - 障害の程度
 - 給付額一覧
- などについてご案内しています。

救済制度
相談窓口

電話番号：0120-149-931 (フリーダイヤル)
受付時間：[月～金] 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

